

池田町の水を清く守る審議会条例（平成13年条例第9号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、池田町の水を清く守る審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の水資源の保全に関する重要な事項について、調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、学識経験者その他利害関係者の意見を求め、必要な調査を行うことができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

（1）町議会議員

（2）学識経験を有する者

（3）関係行政機関の職員

（4）その他町長が必要と認めたる者

（任期及び失職）

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町議会議員その他の役職にあることによって委員となった者が、町議会議員でなくなり、又は当該役職に在職しなくなったときは、同時に委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、町長の求めに応じ会長が招集する。

2 会長は議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境向上推進室において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。